

都市計画実務相談窓口

No2	
■ 質問内容	
質問の件名	都市計画道路の決定・変更に伴う交通管理者協議について
質問内容	都市計画道路の決定・変更の際に実施する交通管理者協議について、協議対象となる事項を教えてください。 ※これから協議を行う予定で、警察関係にはこれから相談に入ります。 ※場所は、都内の市です。
回 答	
1	<p>回答者の専門分野：市街地整備計画 イニシャル：K. A.</p> <p>【解説】 協議対象事項：道路計画、交通推計、維持管理、費用負担 ※現在進行形（協議中）の経験から記載している。</p> <p>【参考事例等】 <u>駅前広場都市計画変更に向けた事例（協議中）</u> 対象地は、通過交通（府道：都市計画道路）とバス・タクシーの乗降場が混在し安全面からも指摘されている。現行の都市計画区域では駅前広場機能が確保できなく交通安全上課題も多いため、通過交通との分離をふまえ駅前広場の都市計画変更が必要とされている。都市計画変更に向けては、現状を把握するため、駅利用客数から駅前広場の利用者数を設定し基準に基づき必要な規模を計画、また関係する周辺交差点の交通量調査（車、歩行者、自転車）を行い計画変更による影響を検証し都市計画変更協議資料を作成。管理者協議については、地方行政から所管の土木事務所（計画、維持管理）に計画変更を説明し、土木事務所を交え本庁（都市計画系、交通系）と変更に向けた協議を行っている。また、所管の警察署（交通課）に現状の交通量から見直した計画による交通影響（交差点需要率に問題なし）を説明し、本庁に計画内容を事前に提出。いずれも計画については了承を得ているが、今後は駅前広場整備と府道付替えによる役割分担（事業費、維持管理）について整理を行い、都市計画変更協議図書を作成し手続きを行う予定。</p>